

障害者支援施設はーとふるチハヤ サービス重要事項説明書

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、社会福祉法第76条及び第77条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 サービスを提供する事業者

経営事業者の名称	社会福祉法人チハヤ会
法人所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿3609番地
電話番号	0277-76-2335
代表者名	理事長 田村 尚道
法人設立年月	昭和41年3月8日

2 利用施設とサービスの目的・運営方針

事業指定	指定障害者支援施設	令和4年4月1日指定 事業所番号1011200019
事業所の名称	はーとふるチハヤ	
事業所の所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿3609番地	
電話番号	0277-76-2335	
FAX番号	0277-76-9423	
管理者（施設長）	石戸 悦史	
サービス管理責任者	高草木 悟	
サービスの実施地域	みどり市、桐生市、太田市、伊勢崎市、その他	
主たる対象者	知的障害者	
サービスの種類 及び定員	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護サービス 53人 ・施設入所支援サービス 50人 	
事業の目的	障害者支援施設として、障害者の充実した自立生活の実現を目的に、入浴、排泄及び食事の介護、日常生活上の助言や相談・支援、創作的活動や生産活動、身体能力、日常生活能力の維持・向上のための援助等を行います。	
事業所運営の方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな生活介護・施設入所支援サービスの提供を行います。	

3 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

サービス種別	生活介護
サービス提供日	月～金（土・日・年末年始除く）
サービス提供時間	9:00～17:00

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

園舎	構造	鉄骨造・2階建
----	----	---------

	延べ床面積	2,308.88 m ²
作業学習棟	構 造	木造 2階建
	延べ床面積	149.04 m ²
陶芸棟	構 造	木造 平屋建
	延べ床面積	37.26 m ²
敷地面積		6,165.64 m ²

(2) 居室

居室の種類	室 数	備 考
2人部屋	21室	20.07 m ² ~ 21.13 m ² 収納設備・エアコン
1人部屋	9室	10.04 m ² ~ 13.19 m ² 収納設備・エアコン

(3) 主な設備

居室の種類	室 数	備 考
食 堂	1室	88.63 m ²
医務室	1室	10.22 m ²
静養室	2室	7.22 m ² × 2
浴 室	2室	23.31 m ² ・ 30.38 m ²
相談室	2室	4.81 m ² ・ 5.03 m ²
訓練作業室	5室	91.80 m ² ・ 74.52 m ² ・ 24.84 m ² × 3
多目的室	4室	22.59 m ² ~ 44.58 m ²

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5 サービス提供職員の設置状況

(1) 職員の員数（令和6年4月現在）

職 種	員 数	常 勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼任	専従	兼任	
施設長	1		1			0.8
サービス管理責任者	1	1				1.0
生活支援員	23	18	1	5		22.9
看護師	1	1				1.0
栄養士	1	1				1.0
調理員	4	4		1		5.0
事務員	2	1	1			1.1

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(2) 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
施設長	8：30～17：30
サービス管理責任者	8：30～17：30
生活支援員	普通勤務 8：30～17：30 早出勤務 6：30～15：30/7：00～16：00 ※所属寮によって異なる 遅出勤務 9：30～18：30 夜勤勤務 16：00～ 9：00
看護師	8：30～17：30 夜間、休曜日においても緊急対応します。
栄養士	8：30～17：30
調理員	普通勤務 8：30～17：30 早出勤務 5：30～14：30 遅出勤務 9：30～18：30
介助員・事務員	8：30～17：30

6 サービス提供の内容

(1) 自立支援給付費対象サービス

種 類	内 容
食 事	・利用者の依頼により食事を提供し、必要に応じて食事介助の支援を行います。その場合、医師・看護師との連携により、身体状況に配慮した食事を提供します。
排 泄	・利用者の状況に応じて、プライバシーを尊重した適切な排泄支援を行います。
入 浴	・週に最低3回の入浴を行います。ただし、利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、清拭となる場合があります。 *設備点検・修繕等により、入浴できない場合があります。
着脱衣	・季節や気候、利用者の希望に応じた着替えを行います。 ・適宜、利用者の衣類の洗濯を行い、清潔を保つように努めます。
整 容 (歯磨き・洗面含む)	・個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援します。 ・シーツ交換は、週1回行います。
相談及び支援	・利用者及びその家族からの相談については、誠意をもって応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。
健康管理	・看護師により、診察、疾病予防、健康管理に努めます。 ・嘱託医師により、年2回の健康診断を設けて健康管理に努めます。 ・緊急時には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・処方された薬は、利用者の状況により看護師が管理します。 ・利用者が外部の医療機関の通院する場合には、その付き添い等について配

	<p>慮します。(付添料がかかる場合があります。)</p> <p><当施設の嘱託医師></p> <p>医療法人赤城会 三枚橋病院所属 医師 春日 功</p> <p>診療科 精神科・神経科</p>
創作的活動及び生産活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自立の支援と日常生活の充実に資するよう、創作的活動や生産活動の機会を提供します。 ・生産活動における収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力等を向上するための訓練を行います。 ・身体の機能、生活能力の維持・向上及び生産活動等の訓練を行います。

(2) 自立支援給付費対象外サービス

種類	内容
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動、その他日常生活を充実させるためのレクリエーションや外出行事を企画します。(費用がかかる場合があります。) ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者の希望により職員が代行します。(費用がかかります。)
預り金管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望により、金銭管理サービス(預り金管理・年金管理)をご利用いただけます。(費用がかかります。) ※管理状況報告書を作成し、年3回、利用者に報告します。 ※利用者は、いつでも入出金記録を閲覧でき、その写しの交付を受けることができます。(写しの交付には費用がかかります。)
その他日常生活上必要となる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望により、日用生活品の購入の斡旋、代行等についても行います。(購入品は実費をいただきます。代行費用がかかる場合があります。)

(3) 利用者の選定により提供するサービス

特別な食事	利用者のご希望により特別な食事を提供します。(実費がかかります。)
その他	指定外医療機関への通院や薬の受け取り、施設外での買物代行、外出の付き添い等を行います。(費用がかかります。)

(4) その他

サービス提供記録の保管	契約の終了後契約書に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日9時から17時。
サービス提供記録の写しの交付	写しの交付には費用がかかります。

※ 全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7 利用料金

(1) 自立支援給付費対象サービスの利用料金

項 目		サービス料金
【生活介護サービス】		
生活介護サービス費	区分 6	1,140単位/日
	区分 5	858単位/日
	区分 4	609単位/日
	区分 3	549単位/日
	区分 2 以下	503単位/日
人員配置体制加算 (Ⅲ)		38単位/日
福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ)		6単位/日
初期加算		30単位/日
食事提供体制加算		30単位/日
常勤看護職員等配置加算		11単位/日
福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ~2024. 05. 31		上記合計の44/1,000
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 ~2024. 05. 31		所定単位 × 11/1,000
福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 2024. 06. 01~		上記合計の81/1,000
【施設入所支援サービス】		
施設入所支援サービス費	区分 6	362単位/日
	区分 5	303単位/日
	区分 4	240単位/日
	区分 3	189単位/日
	区分 2 以下	150単位/日
入所時特別支援加算		30単位/日
入院・外泊時加算	(Ⅰ)	320単位/日
	(Ⅱ)	191単位/日
入院時支援特別加算 (月1回まで)	対象日数が4日未満	561単位/回
	対象日数が4日以上	1,122単位/回
地域移行加算		500単位/回
栄養マネジメント加算		12単位/日
療養食加算		23単位/日
福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ~2024. 05. 31		上記合計の86/1,000
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 ~2024. 05. 31		所定単位 × 28/1,000
福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 2024. 06. 01~		上記合計の86/1,000

※1 単位 = 生活介護 10.00 円・施設入所支援 10.00 円

※上記のうち、該当する項目の利用日数に応じたサービス料金の1割をご負担いただきますが、利用者世帯の収入状況に応じて市町村長が定めた利用者負担上限月額が各月の上限になります。

(2) 自立支援給付費対象外のサービス利用料金

項 目	金 額
食事代	朝食 370円 (290円) /回 昼食 600円 (390円) /回 夕食 600円 (390円) /回
光熱水費	入所者の場合 11,500円/月 通所者の場合 370円/日
預り金管理	1,500円/月
年金管理	1,500円/月
日用品費	実費
公的手続き等の代行	1,000円/回
クラブ活動やレクリエーションの材料費	実費
その他日常生活上必要となる諸費用	実費

※1 ()内は食材料費です。特定障害者補足給付費が設定されている場合は、食事代・光熱水費の負担額が軽減されます。

※2 食事が不要な場合には、7日前までにお申し出ください。7日前までにお申し出がなかった場合は、不要となった食事代もご請求させていただきますのでご了承ください。

(3) 利用者の選択により提供するサービス利用料金

項 目	金 額
個人希望による特別な食事	実費
個人希望による外出、本人・家族等の希望による通常の病院以外への通院等。	施設車利用料 20円/km 職員付添料 (県内) 500円/回 (県外) 3,000円/回
コピー料金	白黒 10円/枚 カラー 30円/枚
その他のサービス	実費

(4) 利用者負担の上限管理

複数の障害福祉サービスを利用している場合で、利用者負担上限月額を超える見込みがある場合は、利用者負担の上限管理を行います。

(5) その他

利用者が、契約終了後も居室を明渡さない場合には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡されたまでの期間に係る次の料金をいただきます。

- ・利用者の障害程度区分に応じたサービス料金相当額
- ・その他受けたサービスの実費

(6) 利用者負担金の支払い方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月の20日までに請求いたします。請求月の27日ま

でに、以下の方法でお支払いください。

<支払い方法>

- ・事務所での現金でのお支払い
- ・口座へのお振り込み

群馬銀行 笠懸支店 普通 0013459 社会福祉法人チハヤ会 理事長 田村尚道

- ・自動口座引き落とし

ほとんどの銀行・郵便局がご利用可能です。手数料はかかりません。予め手続きが必要です。

8 苦情等申し立て先

当事業所 苦情相談担当窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 生活支援員：狩野康秀、藤尾麻由 ・ご利用時間 月～金曜日 9：00～17：00 ・電話番号 0277-76-2335 ・担当者が不在の場合は、事務所へお申し出ください。 ・苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。 	
	チハヤ会第三者委員	久保塚義之
市社会福祉協議会職員		
岩崎 満		電話番号 0277-76-2015
		元保護司
大澤はるみ		電話番号 0277-76-7711
		元民生委員

市町村別苦情受付窓口

みどり市社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 みどり市笠懸町鹿2952 ・電話番号 0277-76-0975 ・FAX 0277-76-9089
群馬県運営適正化委員会 (群馬県社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 前橋市新前橋町13-12 ・電話番号 027-255-6669 ・FAX 027-255-6173
前橋市障害福祉課 (基幹型相談支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 前橋市朝日町3丁目36-17 ・電話番号 027-220-5714 ・FAX 027-223-8856
伊勢崎市 (基幹型相談支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 伊勢崎市西田町71番地(障害者センター内) ・電話番号 0270-75-5771 ・FAX 0270-75-5688
桐生市 (基幹型相談支援室)	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 桐生市織姫町1番1号 桐生市役所 ・電話番号 0277-46-1111 (代表) ・FAX 0277-43-0294

安中保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 安中市高別当 3 3 6 - 8 ・電話番号 0 2 7 - 3 8 1 - 0 3 4 5 ・F A X 0 2 7 - 3 8 2 - 6 3 6 6
富岡保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 富岡市田島 3 4 3 - 1 ・電話番号 0 2 7 4 - 6 2 - 1 5 4 1 ・F A X 0 2 7 4 - 6 4 - 2 3 9 7
太田市障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 太田市浜町 2 - 3 5 ・電話番号 0 2 7 6 - 4 7 - 1 8 2 8 ・F A X 0 2 7 6 - 4 7 - 1 8 4 5
高崎市障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 高崎市高松町 3 5 - 1 ・電話番号 0 2 7 - 3 2 1 - 1 2 4 5 ・F A X 0 2 7 - 3 2 6 - 8 8 7 6
藤岡市 福祉課 障害福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 藤岡市中栗須 3 2 7 ・電話番号 0 2 7 4 - 4 0 - 2 3 8 4 ・F A X 0 2 7 4 - 2 2 - 5 5 9 2
館林市社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 館林市城町 1 - 1 ・電話番号 0 2 7 6 - 7 2 - 4 1 1 1 (代表) ・F A X 0 2 7 6 - 7 2 - 3 2 9 7
渋川市社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 渋川市石原 8 0 ・電話番号 0 2 7 9 - 2 2 - 2 1 1 1 (代表) ・F A X 0 2 7 9 - 2 4 - 6 5 4 1
邑楽町 健康福祉課 障害福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 邑楽郡邑楽町大字中野 2 5 7 0 番地 1 ・電話番号 0 2 7 6 - 4 7 - 5 0 2 4 ・F A X 0 2 7 6 - 8 8 - 3 2 4 7
板倉町 福祉課 社会福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 邑楽郡板倉町大字板倉 2 6 8 2 番地 1 ・電話番号 0 2 7 6 - 8 2 - 1 1 1 1 (ダイヤル 8 2 - 6 1 3 3) ・F A X 0 2 7 6 - 8 2 - 1 1 1 1
千代田町 住民福祉課 福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 邑楽郡千代田町大字赤岩 1 8 9 5 - 1 ・電話番号 0 2 7 6 - 8 6 - 7 0 0 0 ・F A X 0 2 7 6 - 8 6 - 4 5 9 1
明和町 介護福祉課 福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 邑楽郡明和町新里 2 5 0 番地 1 役場庁舎 1 階 ・電話番号 0 2 7 6 - 8 4 - 3 1 1 1 (代表) ・F A X 0 2 7 6 - 8 4 - 3 1 1 4
神流町 保健福祉課 福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 群馬県多野郡神流町大字万場 9 0 - 6 ・電話番号 0 2 7 4 - 5 8 - 2 1 1 1 (内線 3 3 2) ・F A X 0 2 7 4 - 5 7 - 2 7 1 5
東京都江東区 福祉部 障害者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 東京都江東区東陽 4 - 1 1 - 2 8 防災センター 2 階 1 2 番 ・電話番号 0 3 - 3 6 4 7 - 4 9 5 0 ・F A X 0 3 - 3 6 9 9 - 0 3 2 9

9 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 石戸 悦史
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

○ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	平成 17 年 11 月 22 日 ・ 24 日
実施した評価機関の名称	プログレ総合研究所

評価結果の開示状況	群馬県社会福祉協議会ホームページにて公開
-----------	----------------------

1.2 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人岸会岸病院
医院長名	高木 正勝
所在地	桐生市相生町2-277
電話番号	0277-54-8949
診察料	精神科・神経科・内科
入院設備	あり

1.3 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村名	みどり市
担当部・課	社会福祉課
電話番号	0277-76-0975

当施設は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日本知的障害者福祉協会
保険名	障害者施設総合補償制度
保障の概要	施設の賠償責任に係る補償

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「はーとふるチハヤ防災計画」により、対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「はーとふるチハヤ防災計画」に則り夜間及び昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー設備 あり ・自動火災報知器 あり ・屋内消火栓 あり ・誘導灯 あり ・防火扉 あり ・非常通報装置 あり ・ガス漏れ報知器 あり <p>※カーテンは防災性のあるものを使用しております。</p>
防火管理者	施設長 石戸悦史

1.5 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪・面会はいつでもできますが、なるべく事前にご連絡ください。
外出・外泊	外出・外泊の際は、外出届を事務所まで提出してください。

嘱託医師以外の医療機関への受診	専門科への受診が必要と判断された場合や、受診が継続になる場合、遠方への受診等は、ご家族により対応していただく場合があります。
居室・設備・器具等の利用	施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	施設内に喫煙スペースはございません。全館禁煙です。飲酒は可能ですが、他の利用者に迷惑をかけないようにしてください。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービス（有料）をご利用ください。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育については、管理者とご相談ください。

私は、本書面に基づいて本重要事項の交付・説明を受け、同意しました。

年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名 ㊟

後見人・親権者 住 所

氏 名 ㊟

続 柄

当事業所は、サービスの提供にあたり重要事項について文書を交付し、説明しました。

年 月 日

事 業 者 住 所 みどり市笠懸町鹿3609

名 称 社会福祉法人チハヤ会（はーとふるチハヤ）

説明者 施設長 石 戸 悦 史 ㊟